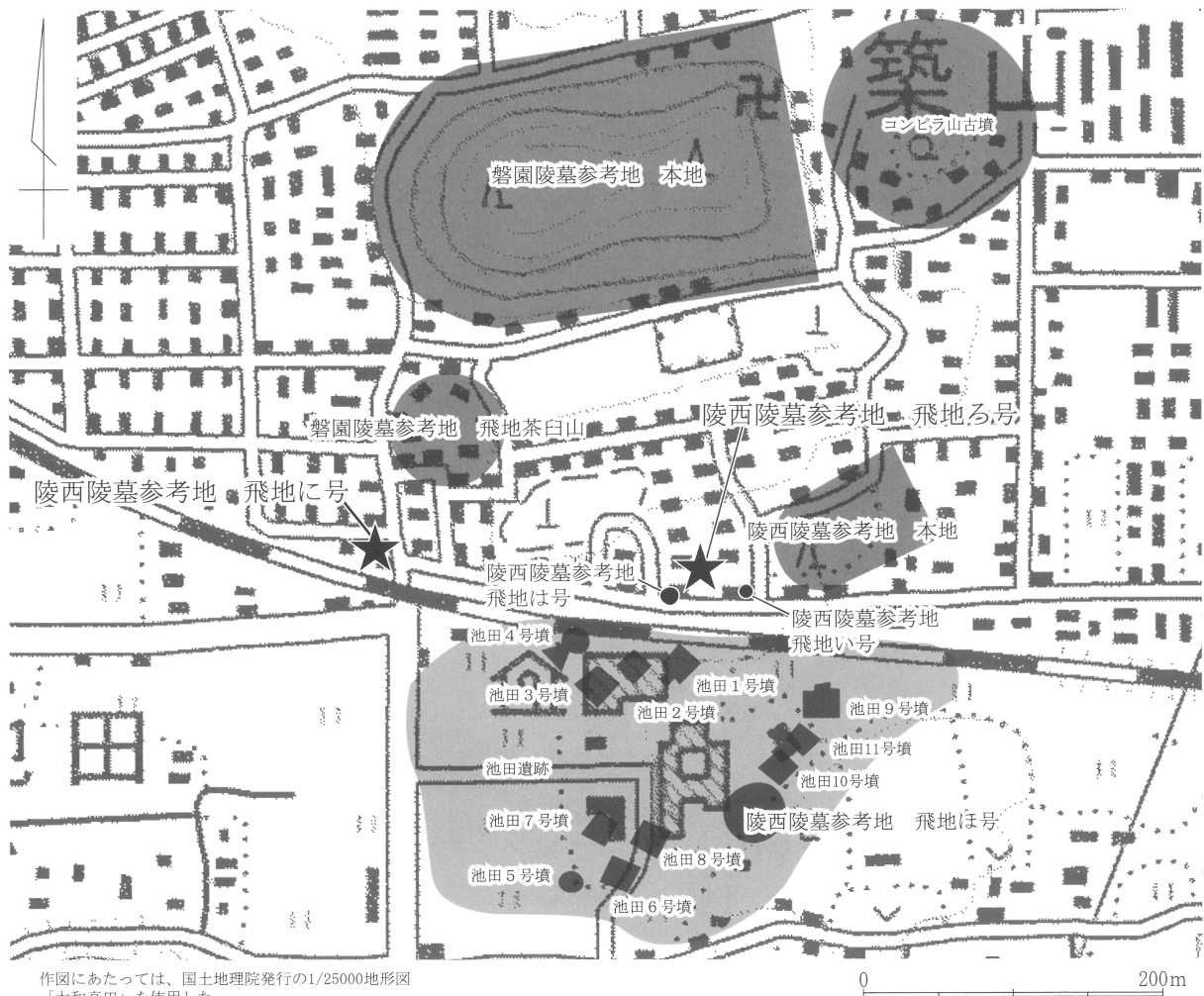


## 陵西陵墓参考地飛地ろ号ほか外構柵改修工事に伴う立会調査

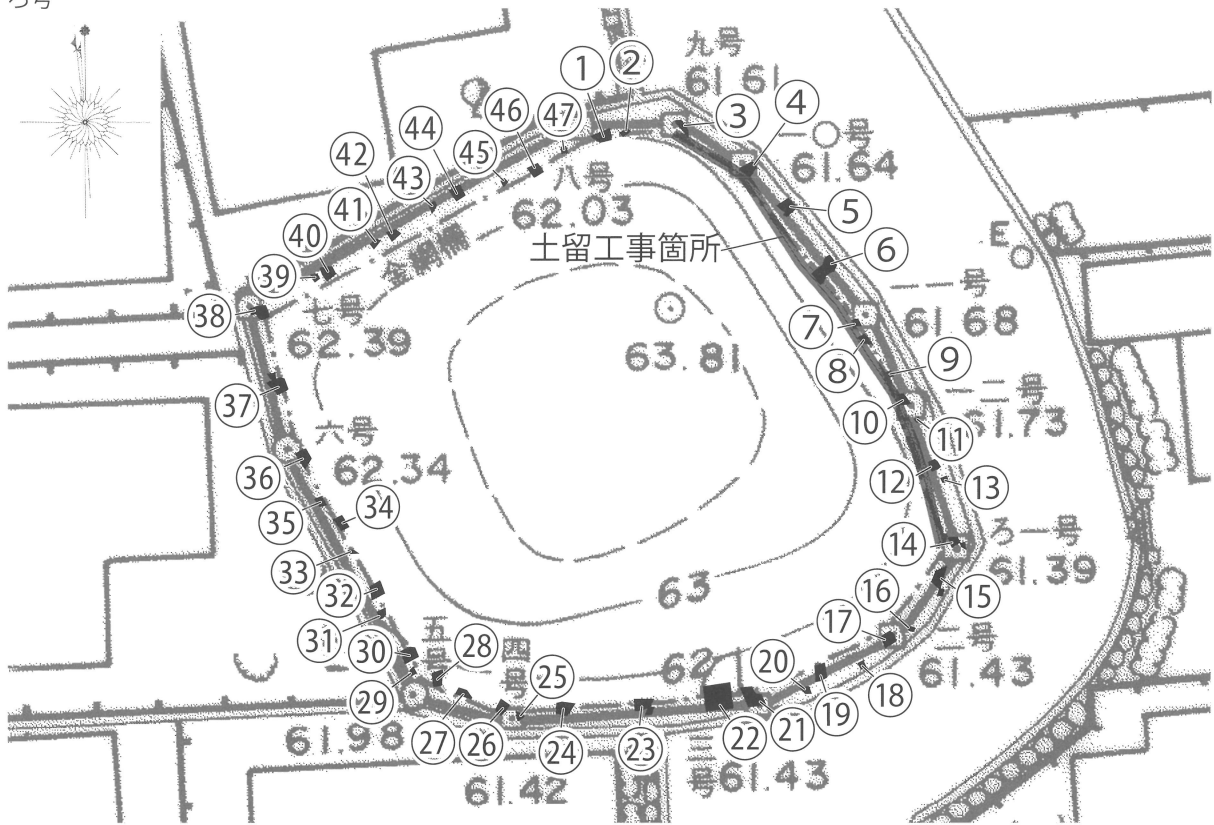
陵西陵墓参考地（以下、陵西陵墓参考地全体を指す際は「当参考地」）は奈良県大和高田市大字池田に所在し、その立地は馬見丘陵の南端にあたる。当参考地は本地と、い号、ろ号、は号、に号、ほ号と呼称される5箇所の飛地から構成されている。当参考地は周知の埋蔵文化財包蔵地に含まれているが、遺跡としての名称は本地やほ号など一部を除き定まっていない<sup>(1)</sup>。周囲を見ると、ろ号から北へおよそ260mのところには磐園陵墓参考地が、南へおよそ50mのところには池田遺跡が所在する<sup>(2)</sup>（第34図）。

本地は、近世後期には“顕宗天皇陵”として周辺住民から認識されており、『陵墓一隅抄』<sup>(3)</sup>、『打墨繩』<sup>(4)</sup>、『山陵志』<sup>(5)</sup>などでも「顕宗天皇陵」としている。しかしながら、明治22年に顕宗天皇陵は現在地に治定されたため、本地は陵墓の治定から外されていた。一方、野淵龍潜『大和国古墳墓取調書』<sup>(6)</sup>で「御陵墓伝説地トシテ保存セラル、ヲ必要ト認ム」と記載されているように本地の保存は意識されていた。なお、飛地についても陵墓との関係は意識されていたが、陵西陵墓参考地ではなく磐園陵墓参考地に関連するものと記されている。明治28年に奈良県から宮内省諸陵寮へ陵墓に類する古墳を陵墓伝説地に定めたい旨上申があり、明治30年9月15日に当参考地は「御陵墓伝説地」として定められた<sup>(7)</sup>。「北葛城郡陵西村大字池田字香ノ池官有地八百四十五坪余・同所ニ於テ四十三坪余・四十六坪余・六坪余ノ三箇所、同字扇田二十坪余、字狐井塚六坪余ヲ御陵墓伝説地トシテ兆域ヲ定ム」と記載があることから、本地だけでなくい号・ろ号・は号・に号・ほ号の5箇所の飛地についても同時に御陵墓伝説地に定められている<sup>(8)</sup>。



第34図 陵西陵墓参考地 周辺遺跡分布図(1/5,000)

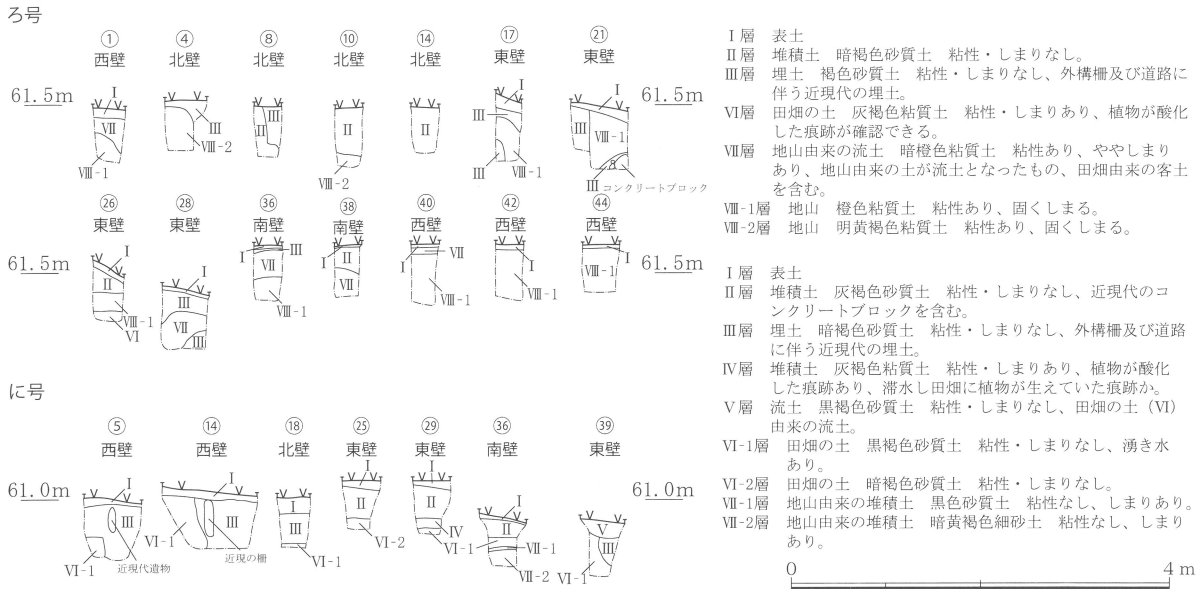
ろ号



に号



第35図 陵西陵墓参考地飛地ろ号・に号 全景および調査箇所位置図 (1/200)



第36図 陵西陵墓参考地飛地ろ号・に号 断面図 (1/80)

本件で調査を行ったろ号は高さ約2mの円丘、に号は高さ約1mの円丘である。いずれもこれまで宮内庁による調査は行われておらず、ろ号周囲は1970年代には住宅地となっていたため地元の教育委員会による調査も行われていない。

ろ号・に号の外周には昭和47年に設置された金網フェンスが巡らされているが、経年によって腐朽・破損している。そのため、格子フェンスに改修する工事を施工することとなった。また、ろ号・に号管理のための出入口としてそれぞれ1箇所ずつ設置されていた金網門扉についても格子門扉に改修し、ろ号では土留めのための工事併せて行われることとなった。工事期間は令和6年12月12日から令和7年3月21日、手直し工事は4月3日に行われた。このうち令和7年2月17日から2月20日にかけては陵墓調査室員の田中詢弥による立会調査を行った<sup>(9)</sup>。それ以外の期間で掘削があった際には、畝傍陵墓監区事務所の職員である角野陽香、堤聖貴が立会および調査を随時行った。2月19日には16学協会に対して現場公開を行った。

標高は、ろ号では境界標識1号を61.390m、に号では境界標識5号を61.010mとする昭和57年に修正作成された陵墓地形図のデータを使用した。また、図面で使用している方位記号の方角は磁北である。

調査箇所は、既存の金網フェンス基礎(ろ号では33箇所、に号では31箇所)を抜き、深さ0.6m、幅0.3~0.5m四方の大きさで格子フェンス基礎設置箇所を掘削する箇所(以下、「外構柵改修工事箇所」。ろ号では28箇所、に号では27箇所)、金網門扉を格子門扉に改修する工事箇所(以下、「門扉設置工事箇所」。ろ号では2箇所、に号では2箇所)、深さ0.7m×長さ13mを掘削した土留め工事箇所(以下、「土留工事箇所」。ろ号で1箇所)である。既存の金網フェンス基礎埋設箇所と門扉設置工事箇所、外構柵改修工事箇所は重なっている場合も多く、調査において確認した掘削箇所は、ろ号で47箇所、に号で43箇所である。本報告では掘削箇所の番号について、ろ号では境界標識8号から右回りに①~④⑦、に号では境界標識4号から右回りに①~④③とする(第35図)。

調査で確認できた土層は8層に大別できた。I層は表土で、II層は近現代の堆積土、III層は外構柵や隣接する道路・排水管の設置に伴う埋土で、近現代のゴミやコンクリートブロック片を含む。IV層は植物が酸化した痕跡が確認できる層、V層は周囲に存在していた田畑の土(VI層)由来の流土、VI層としたものは周囲に広がっていた田畑に伴う客土や田畑に関連する土である。VII層としたものは周囲に広がっていた田畑に伴う客土が混じる地山由来の土の堆積土である。VIII層は地山である。

ろ号では土留工事箇所、外構柵改修工事箇所、墳丘南側に格子門扉設置箇所を掘削した。土留工事箇所では、地山、地山由来の堆積土、流土を確認したが、墳丘盛土は確認されなかった。

外構柵改修工事箇所では、Ⅰ層、Ⅱ層、Ⅲ層、Ⅳ層、Ⅴ層、Ⅵ層、Ⅶ層、Ⅷ層を確認した。Ⅵ層については、昭和30年代まで周囲に田畑が広がっていたことから、その土が墳丘に積み上げられたものと考えられる。

地山は北西側の掘削箇所で62.00 m、南東側の掘削箇所で61.00 mから検出した。北西側の掘削箇所では表土下約5 cmから地山を検出し、表土と地山の間には他の堆積土や墳丘盛土が確認されなかったことから、もともとの地形を削平していると評価できる。

したがって、ろ号周辺のもともとの地形は北西から南東に向かって下っていたと推測でき、ろ号の一部は地山を削り出して造成されたと考えられる。造成後、墳丘盛土は失われ、周囲に田畑がつけられたことで、田畑由来の客土と地山が混じった土が墳丘側に揚げられた。ただし、調査で遺物は出土しなかったため、ろ号が造成された時期や田畑が作られた時期については不明である。

に号では外構柵改修工事箇所と、格子門扉設置箇所を掘削し、Ⅰ層、Ⅱ層、Ⅲ層、Ⅳ層、Ⅴ層、Ⅵ層、Ⅶ層を確認した。周囲の道路や排水管、外構柵に関連した埋土が多く、墳丘に関連する層や地山は確認できていない。また、昭和30年代まで周囲に田畑が広がっており、その土が客土として墳丘に堆積するとともに、一部の掘削箇所では水が湧く状況が確認された。

調査の結果、ろ号に号とともに墳丘に伴う遺構は確認されず、遺物も出土しなかったため、工事は問題なく施工できるものと判断した。(田中詢弥)

## 註

(1) 大和高田市教育委員会事務局教育部生涯学習課文化財係の北中恭裕氏によると、本地は狐井塚古墳、ほ号は領家山一号墳として名称が付けられている一方、い号・ろ号・は号・に号に遺跡としての個別名称は付けられていない。

なお、野淵龍潜『古墳墓見取図』に記載された情報を現在の地番と照らし合わせると、本地・い号・ろ号・は号は「香ノ池」、に号は「狐井塚」、ほ号は「扇田」にそれぞれ所在している。

したがって、狐井塚古墳とされている本地は「香ノ池」、領家山一号墳とされている飛地ほ号は「扇田」に所在しており、遺跡名と小字名は一致していない。遺跡の名称を整理するなど混乱の解消が求められる。

野淵龍潜『古墳墓見取図』第四回調査 四冊ノ内四、明治26年(1893)3月結了。秋山日出雄編『大和国古墳墓取調書』(『財団法人由良大和古文化研究協会研究叢書』第5冊)、1985年、所収。

(2) 奈良県のホームページ内に掲載されている遺跡地図「奈良県遺跡マップ(地理院タイル)」による(令和7年9月9日現在)。

URL : <https://www.kashikoken.jp/IsekimapLL/index.html?Xc=135.73389&Yc=34.52063&Z=15&OP=NaN>

(3) 津久井清影『首註陵墓一隅抄』、1868年。

『首註陵墓一隅抄』の記載内容については、国立国会図書館デジタルコレクションにて画像を確認することができる。

URL : <https://dl.ndl.go.jp/pid/992303/1/12>

(4) 北浦定政『打墨繩』(有馬祐政編『勤王文庫』第三編 山陵記集、大日本明道会、1921年、所収)。

(5) 蒲生秀実(君平)『山陵志』第一、1801年脱稿、1808年刊行(有馬祐政編『勤王文庫』第三編 山陵記集、大日本明道会、1921年、所収)。

(6) 野淵龍潜『大和国古墳墓取調書』甲号、明治26年(1893)3月結了。前掲註(1)秋山日出雄編書所収。

(7) 諸陵寮出張所『陵墓地録1 明治33年』(宮内公文書館所蔵、識別番号:2536-1)。

(8) 諸陵寮『諸陵寮誌2』(宮内公文書館所蔵、識別番号:56002)。

(9) 調査にあたっては大和高田市教育委員会事務局教育部生涯学習課文化財係の北中恭裕氏からご指導・ご教示賜った。記して謝意を表したい。



1 ろ号全景（北東から）



2 に号全景 北西から



1 ろ号⑥北壁（南から）



2 ろ号②東壁（西から）



3 ろ号④西壁（東から）



4 ろ号④西壁（東から）



5 ろ号④西壁（東から）



6 に号⑤西壁（東から）



7 に号⑤南壁（北から）



8 に号②東壁（西から）